項目	監 査 事 項	左	この結果	 果	根拠法令•摘要	確認書類	
垻 日	<u></u>	А	В	С	依拠法□ • 摘妾		
I 法人運営							
1 定款	1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。 (1) <u>必要的記載事項</u> が記載されているか。	いる		いない	• 法第31条第1項	• 定款	
	※必要的記載事項は次のとおり。 目的(第1号),名称(第2号),社会福祉事業の種類(第3号),事務所の所在地(第4号),評議員及び評議員会に関する事項(第5号), 役員(理事及び監事,以下同じ)の定数その他役員に関する事項(第6号),理事会に関する事項(第7号), 会計監査人に関する事項(会計監査人を設置する場合に限る。第8号),資産に関する事項(第9号),会計に関する事項(第10号), 公益事業の種類(公益事業を行う場合に限る。第11号),収益事業の種類(収益事業を行う場合に限る。第12号), 解散に関する事項(第13号),定款の変更に関する事項(第14号),公告の方法(第15号)						
	(2)定款に記載された内容と事実とが異なっていないか。	いない		いる			
	2 定款の変更が所定の手続を経て行われているか。 (1) 評議員会の <u>特別決議</u> を得ているか。	いる		いない	・法第45条の36第1項, 第45条の9第7項第3号	評議員会の議事録及び招集 通知	
	※特別決議とは,議決に加わることができる3分の2以上の多数が必要とな 監事の解任,役員の損害賠償責任の一部免除,定款の変更,法人の解制						
	(2)所轄庁の認可を受けているか。	いる		いない	・法第45条の36第2項	・評議員会の議題・議案を決定 した理事会の議事録	
	(3)所轄庁の認可が不要な事項の変更について所轄庁への <u>届出</u> が行われているか。 ※届出事項は次のとおり(規則第4条)。 ・事務所の所在地(第4号)の変更	เกล		いない	・法第45条の36第4項,法第31条第1項第4, 9,15号,規則第4条	・所轄庁の変更認可書又は所轄 庁に提出した定款変更の届出 書(所轄庁で保存している書 類を確認)	
	・資産に関する事項(第9号)の変更(基本財産が増加する場合に限る。) ・公告の方法(第15号)の変更						
	(4)評議員会の特別決議が出席者不足又は賛成数不足により成立していない にもかかわらず,認可の申請もしくは届出がされていないか。	いない		いる	・法第45条の9第7項第3号		
	(5)定款変更の決議を行った評議員会の招集手続又は議案の提出手続が法令, 通知又は定款に違反していないか。 (6)定款変更について評議員会の決議が成立しているにもかかわらず,所轄 庁の認可を受ける手続又は所轄庁の認可を要さない場合の所轄庁への届	いない			・法第45条の9第10項により準用される一般法 人法第181~183,192条,規則第2条の12 ・法第45条の36第2,4項		
	出の手続を怠っていないか。						

項目	監 査 事 項 —	Ž	生の結!	果	根拠法令•摘要	確認書類
块 口		А	В	С	1以现代以 10安	
	3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。 (1)主たる事務所に定款が備え置いているか。 (2)従たる事務所に、定款が備え置いているか、若しくは電磁的記録で作成された定款の電子計算機(パソコン)への記録が行われているか。 (3)定款をインターネット(法人ホームページ等)により公表しているか。	เกล เกล เกล		いない	・法第34条の2第1項・法第34条の2第1,4項,規則第2条の5・法第59条の2第1項第1号,	
	○ 所轄庁が、法人が法人ホームページ等の利用により公表を行うことが「	できない。	, やむを	E得ない事	情があると認めるときは,この限りではない。	
	(4) 備置き又は公表されている定款の内容が直近のものであるか。	ある		ない	•規則第10条第1項	
2 評議員· 評議員会						
(1) 評議員の 選任	4 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。 (1)評議員選任・解任委員会による等、法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われているか。 (2)評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づ	いる			・法第39条・審査基準第3の2の(1)・審査基準第3の2の(2)	評議員の選任に関する書類 (評議員選任・解任委員会の議事録,資料等), 就任承諾書等
	<適正な手続による選任がされているか。 (3)評議員の就任にあたり、就任承諾書等により、就任の意思表示があったことが確認できるか。	できる		できない	• 法第38条	
	○ 評議員の選任については、理事会で評議員候補者として選任後、理事会 就任することとなる。法的には、民法第643条に基づく委任(契約)に (契約)が成立するが、評議員の役割の重要性に鑑み、文書による確認 ある。なお、法人からの委嘱状等は不要であるが、委嘱状等により選任る	よる選任 (就任承	・就任 諾書)に	であるこ。 こよって行	とから, 当事者間の委任と承諾があれば, 委任 行い, 当該文書は法人において保存する必要が	
	5 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。 (1)欠格事由に該当する者が選任されていないか。	いない		いる	• 法第40条第1項第1~5号	 評議員の選任手続における関係 書類(履歴書,申立書),役職員名簿,評議員会の議事録等
	※欠格事由(評議員となることができない者)は次のとおり。 ①法人、②成年被後見人又は被保佐人、③生活保護法、児童福祉法、そられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者、を受けることがなくなるまでの者、⑤所轄庁の解散命令により解散をお					
	(2)当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。 (3)当該法人の各評議員,各役員と特殊の関係にある者が選任されていない か。	いない			・法第40条第2項・法第40条第4,5項,規則第2条の7,8	

項目	監 査 事 項	左	この結果	 果	根拠法令•摘要	確認書類
	監 査 事 項 	А	В	С	恢拠ぶ□ • 摘妾	唯一福一番知
	※特殊の関係にある者の範囲は次のとおり。 ①配偶者、②三親等以内の親族 ③厚生労働省令で定める者(規則第2条の7、第2条の8) i 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係 ii 当該評議員又は役員の使用人 iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計で iv ii 又は iii の配偶者 v i ~ iii のごの配偶者 v i ~ iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一に vi 当該評議員又は役員が役員若しくは業務を執行する社員である信 (同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3※法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合に vii 他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限 viii 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。同一の に限る。)国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学 ※租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件とされる特殊の (4)社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の 1を超えて選任されていないか。 (原則として、年1回の開催の場合、直近2回の評議員会を欠席している場合) (6)地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。 (7)暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員に選任されていないか。 (7)暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員に選任されていないか。	を維持しずる者 する有一で 3分の1を 3分の1を は、 義員となる。 う 団体の、 大	ている者 か社会るは 表される 表される が当時 が当時 が当時 る者の が 当時 の の が が も の の の の の の の の の の の の の	祉法人以 場合に限 には管理ノ 当該社会 社会福祉 ・社会福祉	る。) 、を含む。 会福祉法人の評議員及び役員の合計数が, 此法人の評議員の総数の3分の1を超える場合 法人,地方独立行政法人,特殊法人,認可法人	※法第61条第1項第2,3号
(0)====	6 評議員数について、在任する評議員数が定款で定めた理事数及び在任する 理事数を超えているなど、法令及び定款に定める員数となっているか。	เกล		いない	• 法第40条第3項	・定款,評議員名簿,役員名簿,評議員の選任に関する書類(評議員の選任・解任委員会の議事録,就任承諾書等),理事の選任・
(2)評議員会 の招集・ 運営	7 評議員会の招集が適正に行われているか。 (1) 評議員会の招集通知を評議員会の1週間前(又は定款に定めた期間)までに評議員に通知がなされているか。 (2) 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められているか。 (3) 評議員会の招集通知に必要事項が記載されているか。 (4) 電磁的方法により招集通知をした場合に、評議員の承諾を得ているか。 (5) 評議員会の招集通知が省略された場合に、評議員全員の同意を得ているか。 (6) 定時評議員会が計算書類等を所轄庁に届け出る毎年6月末日(定款に開催時期の定めがある場合にはそのとき)までに招集されているか。	いるいるのいるいる		いない いない いない いない	 ・法第45条の9第10項により準用される一般 法人法第182条 ・同第181条,規則第2条の12 ・同第182条,規則第2条の12 ・同第182条第2項,令第13条の6第1項 ・同第183条 ・法第45条の9第1項,法第45条の30, 法第59条 	解任等に関する書類(理事が選任された評議員会の議事録,就任承諾書等) ・評議員会の招集通知,理事会の議事録,評議員会の議事録,評議員全員の同意が確認できる書類

項目	監 査 事 項	ᅽ	この結り		根拠法令•摘要	確認書類
块 口	血	А	В	С		唯 心 音 块
	8 評議員会の決議が適正に行われているか。 (1)成立した決議について、法令又は定款に定める出席者数又は賛成者数に足りているか。 (2)決議が必要な事項について、決議が行われているか。 ※評議員会での決議が必要な事項 ・理事及び監事(並びに会計監査人)の選任又は解任 ・理事及び監事の報酬等の決議(定款に報酬等の額を定める場合を除く。 ・理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準 ・計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認 ・定款の変更 ・残余財産の処分 ・基本財産の処分 ・ 社会福祉充実計画の承認 ・理事等の責任の免除 ・解散の決議 ・ 合併の承認	เกล เกล)			 ・法第45条の9第6~8項 ・法第45条の8第2項、 定款例第10条等 	定款, 評議員会の議事録, 同意 の意思表示の書面又は電磁的記録, 法人が決議に特別の利害 関係を有する評議員がいるか を確認した書類
	(3)特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。	いる		いない	・法第45条の9第7項	
	※特別決議によって行われることが必要な議案 ①監事の解任、②理事、監事又は会計監査人の損害賠償責任の一部免除 (4)議案について特別な利害関係を有する評議員がいないことを法人が確認し議決しているか。	余,③定i いる			 の解散, ⑤法人の吸収又は新設合併契約の承認 ・法第45条の9第8項	
	※ 「特別の利害関係」とは,評議員が,その決議について,法人に対する。 を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものである。 (]					
	(5)評議員会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)や 評議員会への報告があったとみなされた場合(報告を省略した場合)に、 評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。	ある		ない	・法第45条第10項により準用される一般法人 法第194条第1項,第195条	
	9 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。 (1)厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。 (2)議事録に下記の必要事項が記載されている、又その記載内容は十分であるか。	いる ある			・法第45条の11第1項,規則第2条の15 ・規則第2条の15第3,4項	評議員会の議事録,同意の意思表示を行った書面又は電磁的記録
	※開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項(規則第2条の15章 ①評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員、理 の方法(例:テレビ会議)を含む。)		事又は会	計監査。	人が評議員会に出席した場合における当該出席	

項目	監 査 事 項	<u> </u>	三の結果		4月1100000000000000000000000000000000000	TUD	≘क्रा	書	米石
垻 日	監 査 事 項	А	В	С	根拠法令•摘要	0佳	මැලි	吉	篊
	②評議員会の議事の経過の要領及びその結果 ③決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があると ④法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言がある i 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見(法 監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由(辞任 一般法人法第74条第2項) iii 会計監査人による会計監査人の選任,解任若しくは不再任又は条第4項) iv 会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞 開催される評議員会に限る。同上) v 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案,書類,電事項があると認める場合の調査結果(法第45条の18第3項に vi 監事による監事の報酬等についての意見(法第45条の18第3項に vi 監事による監事の報酬等についての意見(法第45条の18第3 vii 会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定第45条の19第6項において準用する一般法人法第109条第1 viii 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があった法人法第109条第2項) ⑤評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は⑥議長の氏名(議長が存する場合に限る。) ⑦議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	さきは、第43条第 第43条第 後最初に「 辞任した」目 がおいておいて ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	その意見又に きる頃にれる ままり でんしょう でんしょう でんしゅう でんしゅう でんしゅう でんしゅう できるかどう できるかい しゅう かいしゅう はいしゅう はいまります はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゃ はいしゃ はいしゃ はい はいしゅう はい はい はい はい はい はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はい はい はいしゅう はい	は発達 ままり とう は とう は とう は とう は とう は ままり は まま とう は とう は とう は とう は いっぱい はい はいまままままままままままままままままままままままままままままままま	明する一般法人法第74条第1項) 会に限る。法第43条第3項において準用する 3条第3項において準用する一般法人法第74 は解任についての意見(辞任又は解任後最初に が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な 第102条) 人法第105条第3項) いいて、監事と意見を異にするときの意見(法				
	 ※評議員会の決議を省略した場合(評議員会の決議があったとみなされた①決議を省略した事項の内容,②決議を省略した事項の提案をした者④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録載しなければならないことに留意すること。 ※理事の評議員会への報告を省略した場合(報告があったとみなされた場①評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容、②評議。③議事録の作成に係る職務を行った者の氏名なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示に係る書面等を事務所 	がの氏名。(を事務所に 合)の議 員会への!	③評議員会 に備え置く 事録の記載 報告があっ	の決議 だけて 事項 (たもの	があったものとみなされた日、 「はなく、内容について評議員会の議事録に記 (同項第2号) しとみなされた日、				
	(3)議事録が,評議員会の日から主たる事務所に10年間,従たる事務所に 5年間備え置かれているか。	いる	6	ない	・法第45条の11第2, 3項				
	(4)評議員会の決議を省略した場合に、同意の意思表示が行われた書面又は 電磁的記録が、法人の主たる事務所に評議員会の決議があったとみなさ れた日から10年間備え置かれているか。	เกล	L	ない	・法第45条の9第10項により準用される一般法 人法第194条第2項				
	(5)定款に議事録署名人に関する規定がある場合に、当該規定による署名 又は記名押印がされているか。	いる	l	ない	• 社会福祉法人制度改革Q&A 問25, 定款例第14条 備考1,2, 各法人定款				

項目	監 査 事 項	7	三の結果	果	根拠法令•摘要	確認書類
坝 口	血 且 争 块	Α	В	С	依拠/公□ • 摘安	11生 高心 音 規
	10 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。 (1)計算関係書類等について、監事の監査を受けているか。 (2)計算関係書類等は、理事会の承認を受けているか。 (3)計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか。	いる いる いる		いない	・法第45条の28第1項、規則第2条の26第1項・法第45条の28第3項・法第45条の30第2項	定款、経理規程、監事による 監査報告、理事会議事録、 評議員会議事録等
3 理事						
(1)定数	 11 法に規定された理事数が定款に定められ、その定款に定める理事数を満たす選任がされているか。 (1)定款に定める理事数が選任されているか。 (2)欠員が生じている場合、法人において補充のための手続が進められ、かつ、具体的な検討が行われているか。 (3)上記の場合で、特に、定款で定めた員数の3分の1を超える欠員が生じているのにもかかわらず、手続や具体的な検討が行われているか。 	いる いる いる		いない	・法第44条第3項 (※理事数は、6人以上)・第45条の7第1項	定款、理事の選任に関する評議員会議事録、理事会議事録、その他関係書類
(2)選任及び 解任	12 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。 (1)理事の選任が評議員会の有効な決議により行われているか。 (2)理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できるか。 ○ 理事の選任については、理事会で理事候補者として選任後、理事会・理法的には、民法第643条に基づく委任(契約)による選任・就任である。が、理事の役割の重要性に鑑み、文書による確認(就任承諾書)によってなお、法人からの委嘱状等は不要であるが、委嘱状等により選任された。	ことから こ行い,	! 評議員会 ,当事者 当該文書	できない に提案し 話間の委任 は法人に	Eと承諾があれば,委任(契約)が成立する こおいて保存する必要がある。	 評議員会の議事録,評議員会の招集通知,評議員会の議題(及び議案)を決定した理事会の議事録,就任承諾書等
	(3) 理事の解任については、現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、 適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な 義務違反等がある場合に行われているか。	いる		いない	・法第45条の4	
	○ 理事の解任は、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき」、 き」のいずれかに該当するときに、評議員会の決議により行うが(法第4 きいことから、評議員会によって解任権が濫用されることがあってはなら 怠したという事実や健康状態のみをもって解任することはできず、現に没 な、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定される					
(3)適格性	13 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。 (1)欠格事由に該当する者が選任されていないか。 ※欠格事由(理事となることができない者)は、評議員と同じく次のとおり ①法人、②成年被後見人又は被保佐人、③生活保護法、児童福祉法、そられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者、を受けることがなくなるまでの者、⑤所轄庁の解散命令により解散を	き人福祉 ④ ③の	 法, 身体)ほか, 煮	 	の刑に処せられ,その執行を終わり,又は執行	 役員の選任手続における関係書類(履歴書,申立書等),役員名簿,理事会及び評議員会の議事録等

項目	監 査 事 項	<u> </u>	この結果		担协计会。按西	確認書類			
以 日 ————————————————————————————————————	<u></u>	А	В	С	根拠法令•摘要	唯一部一青知			
	(2)当該法人の評議員又は監事を兼ねていないか。 (3)当該法人の <u>各理事と特殊の関係にある者が上限</u> を超えて選任されていないか。	いない		<mark>เกอ</mark> เกอ	・法第40条第2項,第44条第2項・法第44条第6項,規則第2条の10※各理事と特殊の関係にある者及び当該理事	※国ガイドラインに記載なし ※特殊の関係にある者の上限数			
	※各理事と特殊の関係にある者の範囲は次のとおり。①配偶者,②三親等以内の親族,③厚生労働省令で定める者(規則第2条の10)i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の範囲ii 当該理事の使用人iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している。		る者		の合計が理事総数の3分の1(<u>上限は当該</u> <u>理事を含めずに3人</u>)を超えて含まれては ならない。	理事定数 上限 6~8名 2名 9~11名 3名 12名~ 4名			
	iv ii 又は iii の配偶者 v i ~ iii の三親等以内の親族であって,これらの者と生計を一にする者 vi 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員,業務を執行する社員又は職員 (同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。) ※法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には,その代表者又は管理人を含む。 vii 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合 に限る。)国の機関,地方公共団体,独立行政法人,国立大学法人,大学共同利用機関法人,地方独立行政法人,特殊法人,認可法人								
	※租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件とされる特殊の(4)社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えていないか。	関係にめ	る 首の軸	囲につい	・審査基準第3の1の(1), 法第109条第5項				
	(5)実際に法人運営に参加できない者が名目的・慣例的に選任されていないか。 (原則として,理事会を2回続けて欠席していないか。)	いない		いる	・審査基準第3の1の(3)				
	(6)地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、 理事として参加していないか。 (7)暴力団員等の反社会的勢力の者が理事に選任されていないか。	いない	いる	いる	審査基準第3の1の(4)審査基準第3の1の(6)				
	14 理事として含まれていなければならない者が選任されているか。 (1)社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。	いる		いない	• 法第44条第4項第1号	・理事の選任手続における関係 書類 (履歴書等), 役員名簿,			
	(2)当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。 (3)当該法人が施設を設置している場合,施設の管理者が理事として選任されているか。	いる			・同第2号・同第3号 (※施設管理者は、1人以上)	理事会及び評議員会の議事録 等			
(4)理事長	15 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。 (1)理事会の決議で理事長を選定しているか。 (2)理事会の決議で業務執行理事を選定しているか。	いるいる		I	・法第45条の13第3項・法第45条の16第2項第2号	・定款, 理事会の議事録			

項目	監 査 事 項	左	 Eの結果		確認書類
垻 日	直	А	ВС		11生 高心 音 規
	○ 法人の代表権を有する者は理事長のみとされ、理事長の代表権を他の名で法人の代表権を行使できることとする旨の定款の記載は無効であるまた、法人の代表者の登記について、法に定める理事長以外の者を代※業務執行理事は、法人の代表権を有さない(法人の対外的な業務を	。)。 表者とし ^っ	て登記すること	とはできない。	
4 監事					
(1)定数	16 法に規定された監事数が定款に定められ、その定款に定める監事数を満たす選任がされているか。 (1)定款に定める監事数が選任されているか。 (2)欠員が生じている場合、法人において補充のための手続が進められ、かつ、具体的な検討が行われているか。 (3)上記の場合で、特に、定款で定めた員数の3分の1を超える欠員が生じているのにもかかわらず、手続や具体的な検討が行われているか。	เกล เกล เกล	いな	い ・法第44条第3項 (※監事数は、2人以上) い ・第45条の7第2項	・定款, 監事の選任に関する 評議員会議事録, 理事会議 事録及びその他関係書類
(2)選任及び 解任	17 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。 (1)監事の選任が評議員会の有効な決議により行われているか。 (2)評議員会に提出された監事の選任に関する議案は <u>監事の過半数の同意</u> を得ているか。 ※ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監なお、旭川市所管の全法人の監事数は2名のため、2名全員の同意が	事の過半数	いな D職務の執行 数の同意を得な		・評議員会の議事録、評議員 会の招集通知、評議員会の 議題(及び議案)を決定し た理事会の議事録、監事の 選任に関する評議員会の議 案についての監事の同意を 証する書類、就任承諾書等
	※ 理事会が提出する監事選任の議案について、監事の過半数の同意を得による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録印があるものに限る。)でも差し支えない。				
	(3) 監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できるか。	できる	できな	*い ・法第38条	
	O 監事の選任については、理事会で監事候補者として選任後、理事会・ 法的には、民法第643条に基づく委任(契約)による選任・就任である 確認(就任承諾書)によって行い、当該文書は法人において保存する必 選任された旨を伝達することは差し支えない。				
	(4)監事の解任が評議員会の有効な特別決議により行われているか。	いる	いな	・法第45条の4第1項,第45条の9第7項第1号	
	18 監事となることができない者が選任されていないか。 (1)欠格事由に該当する者が選任されていないか。	เกล	いな	い ・法第44条第1項により準用される第40条第1項 第1~5号	・監事の選任手続における書類 (履歴書, <mark>申立書</mark> 等), 役員名 簿, 理事会及び評議員会の議 事録

.#.C	監 査 事 項 -	ž	この結り	<u></u> ₹	1040/t-0 44 -4	Tab. =37 -25 WT
項目	監査事項	А	В	С	- 根拠法令•摘要 -	確認書類
	※欠格事由(監事となることができない者)は、評議員・理事と同じく次の ①法人、②成年被後見人又は被保佐人、③生活保護法、児童福祉法、そ られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者、 を受けることがなくなるまでの者、⑤所轄庁の解散命令により解散を6 (2)当該法人の評議員、理事又は職員を兼ねていないか。	き人福祉 ④ ③の	法, 身体 かほか, 勃 た法人の	大国以上	の刑に処せられ,その執行を終わり,又は執行 寺の役員	
	(3)当該法人の各役員と特殊の関係にある者が含まれていないか。	いない			・法第44条第7項,規則第2条の11	
	※各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおり。 ①配偶者、②三親等以内の親族、 ③厚生労働省令で定める者(規則第2条の11) i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の調 当該役員の使用人 iii 当該役員の使用人 iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持してい iv ii 又は iii の配偶者 v i ~ iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にない 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の私 (同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の ※法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の私 (同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の iii 他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。) ix 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。同一の 限る。)国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法 ※租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件とされる特殊の	いる者 する者 する名福祉 対してを超かれた。 はなりでは、 はなりでは、 はなりでは、 はなりでは、 はなりでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないできる。 とっと。 はないでも。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と	法人以外 こる場合に 代表者又外 法人以外 こってい当該 員が当該 共同利用	に限る。 は管理/の団体の に限る。 当該社会 社会福祉) 人を含む。viiにおいて同じ。 D役員,業務を執行する社員又は職員) 会福祉法人及び役員の合計数が,当該他の社会 业法人の理事の総数の3分の1を超える場合に 人,地方独立行政法人,特殊法人,認可法人	
	(4)社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超 えていないか。	いない		いる	・審査基準第3の1の(1), 法第109条第5項	
	(5)実際に法人運営に参加できない者が名目的・慣例的に選任されていないか。 (原則として、理事会を2回続けて欠席していないか。)	いない		いる		
	(6)地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。 (7)暴力団員等の反社会的勢力の者が監事に選任されていないか。	いない	110	いる	・審査基準第3の1の(4)・審査基準第3の1の(6)	
	19 法に定める者が含まれているか。(1)「社会福祉事業について識見を有する者」が含まれているか。(2)「財務管理について識見を有する者」が含まれているか。	いる		_	• 法第44条第5項第1号 • 同第2号	・監事の選任手続における書類(履歴書等),役員名簿,理事会 及び評議員会の議事録

-7.5	監	生	この結果	 果	101to 14 A 14-77	TO ==		
項目	います。	А	В	С	根拠法令・摘要	確認書類		
(3) 職務・義務	20 法令に定めるところにより業務を行っているか。 (1)理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。(監査報告に必要な記載事項が記載されているか。) ※監査報告等の内容は次のとおり規定されている。	เกล		いない	 ・法第45条の18第1項、第45条の28第1項、 規則第2条の26~第2条の27、 第2条の35~第2条の36 	・監査報告、監査報告の内容 の通知文書		
	[計算関係書類分] (規則第2条の27) ①監事の監査の方法及びその内容 ②計算関係書類が当該法人の財産,収支及び純資産の増減の状況を全て ③監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 ④追記情報 i 会計方針の変更 ii 重要な偶発事象 iii 重要な後発事象のうち,監事の判断に関して説明を付す必要が ⑤監査報告を作成した日	※規則第2条の27第2項						
	 ⑤監査報告で下級のた日 〔事業報告分〕 (規則第2条の36) ①監事の監査の方法及びその内容 ②事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見 ③当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 ④監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 ⑤監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 ⑥監査報告を作成した日 							
	(2)特定監事が期限までに特定理事に監査報告の内容を通知しているか。	いる		いない	・規則第2条の28, 第2条の37			
	※特定監事:計算関係書類又は事業報告及びその附属明細書の内容を通知る ※特定理事:計算関係書類又は事業報告及びその附属明細書の内容の通知を の作成を行った理事。							
	21 理事会への出席義務を履行しているか。 (1)監事の全員が欠席した理事会があるか。	ない		ある	・法第45条の18第3項により準用される一般 法人法第100条から第102条まで	・理事会の議事録		
	(2)理事会に2回続けて欠席した監事がいるか。(再掲)	いない		いる				
5 理事会								
(1)審議状況	22 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。 (1)招集権を有する者が理事会を招集しているか。 (2)理事及び監事の全員に <u>期限(1週間前)までに</u> 理事会の招集通知が発出されているか。	いる		l	・法第45条の14第1~3項・法第45条の14第9項により準用される一般法 人法第94条第1項	・理事会の招集通知,理事会の 議事録,招集通知を省略した 場合の理事及び監事の全員の 同意を証する書類		

項目	監 · 事 · 項 · · · · · · · · · · · · · · · ·		左の結果	 果	根拠法令•摘要	確認書類
垻 口	点 且	А	В	С	1次次门。1993年	UE M 音 規
	※ 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前(これを下回る期間を対 対してその通知を発出しなければならない。 ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せなお、理事会の招集通知は、各監事(監事の全員)に対しても発出した。	ずに理事	会を開催	すること		
	(3)招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。	いる		いない	・法第45条の14第9項により準用される一般法 人法第94条第2項	
	23 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。 (1)決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもってにより行われているか。 (2)理事会の決議を要する事項について決議が行われているか。 ※理事会の決議が必要な事項 ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ・重要な役割を担う職員の選任及び解任 ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ・内部管理体制の整備(特定社会福祉法人のみ) ・競業及び利益相反取引の承認 ・計算書類及び事業報告等の承認 ・計算書類及び事業報告等の承認 ・役員、会計監査人の責任の一部免除(定款に定めがある場合に限る。) ・その他重要な業務執行の決定(理事長等に委任されていない業務執行			いない	・法第45条の14第4,5項	・定款, 理事会議事録, 理事の職務の執行に関する規程, 理事全員の同意の意思表示 及び監事が異議を述べてい ないことを示す書面又は電 磁的記録
	(3)議案について <u>特別な利害関係</u> を有する理事がいないことを法人が確認し 議決しているか。	いる		いない	・法第45条の14第5項	
	※ 「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する。 利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」がある場合として「 り準用される一般法人法第84条第1項)や理事の損害賠償責任の一部免 第1項)等の場合がある。 なお、この確認は、原則として議事録で行うが、当該議案に特別の利 理事の職務の執行に関する法人の規程に、該当する場合に届け出ることで る必要はなく、議事録への記載も不要であることに留意。	ま,理事 除の決議 書関係を	の競業取 銭(法第4 <u>有する場</u>	引や利益 5条の2 合に法	益相反取引の承認(法第45条の16第4項によ 0第5項により準用される一般法人法第114条 人に申し出ることを定めた通知を出した場合や、	
	(4)理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。 (5)欠席した理事が書面による議決権を行使していないか。	いない いない	1	いる	• 法第31条第5項	
	※ 平成28年改正法の施行前は、定款に定めることにより、欠席した理事年改正法の施行後は、理事会における議決は対面(テレビ会議等によるとはできなくなっている。					

項目	監 査 事 項	艺	この結果	 果	根拠法令•摘要	確認書類
垻 日	<u></u>	Α	В	С	依拠法□ • 摘妾	唯一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
	(6) 理事会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)や理事会への報告があったとみなされた場合(報告を省略した場合)に、理事・監事の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。	ある		ない	・法第45条の14第9項により準用される一般法 人法第96条,第98条第1項	※国ガイドラインに、報告を省 略した場合の記載なし
	○ 法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条では、理事業を述べたときを除く。」とあることから、理事会の議決権はないが、監督					
	○ 理事長及び業務執行理事が理事会に原則3か月に1回以上行うべき自己 (法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第2項)	の職務の	が沢の	服告には	,理事会への報告の省略は適用されない。	
	24 理事への権限の委任は適切に行われているか。 (1)理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。	いない		いる	・法第45条の13第4項	・理事会議事録, 理事に委任す る事項を定める規程等
	※理事に委任することができない事項(法第45条の13第4項各号) ①重要な財産の処分及び譲受け、②多額の借財、③重要な役割を担う間 ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止、⑤内部管理)損害賠償責任の一部免除	
	(2)理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められているか。	いる		いない		
	25 理事長及び業務執行理事(選任されている場合)が、理事会において、 3か月に1回以上(定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を 超える間隔で2回以上)職務執行に関する報告をしているか。	เกล		いない	・法第45条の16第3項、第45条の14第9項に より準用される一般法人法第98条第2項	・定款, 理事会の議事録
	○ この報告は、実際に開催された理事会(決議の省略によらない理事会) なお、理事会への報告事項については、上記を除き、理事及び監事の金い。(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第1項)					
	○ 定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に4か月を超える 隔が4か月を超えている必要があるが、会計年度をまたいだ場合、前回理 例えば、定款の定めに基づき、理事会を毎会計年度6月と3月に開催し のではないが、会計年度をまたいでいるため、当該間隔が4か月を超えて					
(2)記録	26 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。 (1)議事録に必要事項が記載されているか。	いる		いない	・法第45条の14第6, 7項, 規則第2条の17	・定款,議事録,理事全員の同意 の意思表示を記した書類
	※議事録の記載事項(規則第2条の17第3項) ①理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事3 テレビ会議)を含む。)	スは会計	I 監査人か	1 で理事会に	 こ出席した場合における当該出席の方法(例:	

項目	監 査 事 項	2	左の結果		根拠法令•摘要	確認書類
以 日		А	В	С	恢拠ぶつ ⁵ 摘安	地 高 規
	②理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨 i 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの ii 招集権者以外の理事が招集したもの(法第45条の14第3項) iii 監事が招集を請求したことにより招集されたもの(法第45条の iv 監事が招集したもの(法第45条の18第3項により準用される一 ③理事会の議事の経過の要領及びその結果	o18第3I -般法 どでは、といいでは、 という ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	原法 101 原法 101 は、に 101 は、に 101 は、に 101 は、に 101 は、 101 は 101 は 101 は 101 は 101 は 101 は 101	業条 そ記名見ける ではいる ではいる はいます はいます はいます はいます ままま はいます はいます はいます	はる一般法人法第101条第2項) は に 関係したものと推定される(法第45条の れる必要がある。 発言の内容の概要 の一般法人法第92条第2項) きしくは定款に違反する事実若しくは著しく不 は法人法第100条) ほにより準用される一般法人法第101条第1項) が長以外の出席した理事の氏名 規則第2条の17第4項第1号) 議があったものとみなされた日。	
	(2)議事録に法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印しているか。	いる		いない	・法第45条の14第6項, 各法人定款	
	※旭川市所管法人の定款では、以下のとおり記載。 「当該理事会に出席した <u>理事長及び監事</u> は、前項の議事録に署名し、3	 スは記名	押印する。	L		
	(3)議事録が電磁的記録で作成されている場合,当該電磁的記録に記録され た事項については、署名又は記名押印に代えて電子署名を行っているか。	いる	いない		・法第45条の14第7項, 規則第2条の18	
	(4)議事録、理事全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。	いる		いない	・法第45条の15第1項	
(3)債権債務 の状況	27 借入(多額の借財)について、理事会の決議を受けて行われているなど、 適正に行われているか。	いる		いない	・法第45条の13第4項第2号	・定款,理事会議事録,借入金明細書(計算書類の附属明細書), 専決規程等,理事長による決裁 文書,借入契約書等

項目	監 査 事 項	左の結果			——根拠法令 • 摘要	確認書類	5
坦 坦	直	А	В	С	依拠 ⊿ 口 • 摘 女	11生 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年	
	○ 多額の借財の範囲は、理事会が理事長等の理事に委任する範囲として、 定款例第24条においては、「日常の業務として理事会が定めるものに り、法人において定款にこの規定を設ける場合には、「理事会が定めるも なお、理事会において、 <u>専決規程等理事に委任する範囲を定めない場合</u>	ついては 5の」とし	,理事長 ンて専決	長が専決 規程等の	し, これを理事会に報告する。」とされてお D規程を定めることとなる。		
6 評議員, 理事, 監事 の報酬	 ○ 評議員,役員(理事及び監事)の報酬等については、法人の公益性を確開を徹底する観点から、 ①報酬等の額について、次の方法で定める i 評議員:定款で定める ii 役員:定款で定める,又は、評議員会の決議により定める ②評議員,理事、監事の報酬等の支給基準を作成し、評議員会の承認を ③評議員,理事、監事の区分毎の報酬等の額の総額を公表する 必要がある。 						
	 ○ 上記の「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受けまた、評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合報酬等に含まれるものである。 さらに、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上のなお、①の報酬等の額の定めと②の報酬等の支給基準は、報酬等の有無 						
	○ 報酬等の支給基準については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない(法策 この報酬等の支給基準や支給額(水準)の妥当性については、民間事業 その他の事情を考慮して、不当に高額なものでないことを具体的に検討し 報酬総額を公表することにより担保する仕組みとしているものである。						
	○ 報酬等の額や報酬等の支給基準を定めることとされていることは、評議なく、無報酬とすることも認められる。 その場合には、原則として報酬等の額や報酬等の支給基準を定めるときた場合については、支給基準を別途作成する必要はない。						
(1)幸長酉州	28 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。	いる		いない	・法第45条の8第4項により準用される一般法人法 第196条	• 定款	
	29 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議により定められているか。	いる		いない	・法第45条の16第4項により準用される一般法人法 第89条	・定款、評議員会の議事録	

項目	監 査 事 項	左の結果			根拠法令•摘要	確認書類	
垻 日		Α	В	С	依拠ぶ□ • 摘妾		
	30 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。 (1)監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。 (2)定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。	いる			・法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項,第2項・同第105条第2項	・定款, 評議員会の議事録, 監事の報酬等の具体的な配分の 決定が行われたこと及びその 決定内容を記録した書類	
	○ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているこの監事の協議は全員一致の決定による必要があるため、監事の全員ーなお、この場合の具体的な配分の協議については、手続や記録に関するであり、法人又は監事において、監事の全員一致による決定が行われたこ	-致の決り 3規定は7	定により ないが,	具体的な 報酬等に	を配分がなされている必要がある。 は客観的根拠に基づいて支給されるべきもの		
(2) 報酬等支給 基準	31 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。 (1)理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されているか。 (2)理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について評議員会の承認を受けているか。 (3)理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されているか。	いる いる いる		いない	・法第45条の35第1項・法第45条の35第2項・規則第2条の42	・理事, 監事及び評議員の報酬等 の支給基準, 評議員会の議事録	
	 ○ 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分としては、常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられる。 ○ 報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが考えられる(①~④)。 ① 評議員会が役職に応じた1人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規程は許容される。 ② 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給基準を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。 ③ 法人は、国等他団体の俸給表等を準用する場合、準用する給与規程(該当部分の抜粋も可)を支給基準の別紙と位置付け、支給基準と一体のものとして定めることとする。 ④ 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規程や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規程は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。 						
	(4)理事,監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合性が取れているか。 (5)支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、 当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われているか。 (6)理事,監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。	いる いる いる			・法第45条の35第1項・法第59条の2第1項第2号, 規則第10条第1項	法人又は法人が加入する団体の ホームページ	
					規則第10条第1項	ホームページ	

項目	監 査 事 項	卢	この結果	果	根拠法令•摘要	確認書類
块 日		Α	В	С	似拠心 13、19安	
(3)報酬の支給	32 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。 (1)評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 (2)(1)に関して、特に、定められた額を超えていないか。 (3)役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等	いる いない いる		いる	・法第45条の8第4項により準用される一般法人法 第196条,法第45条の16第4項により準用され る一般法人法第89条,法第45条の18第3項によ り準用される一般法人法第105条第1項,法第45 条の35第1項,第2項,規則第2条の42	・定款,評議員会の議事録,報酬等の支給基準,報酬等の支払いの内容が確認できる書類
	の支給基準に従って支給されているか。 (4)(3)に関して,特に,定められた額を超えていないか。	いない		いる		
(4)報酬等の総 額の公表	33 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。 (1)理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額(上限額)等について、インターネットの利用により公表しているか。 (定款、役員等報酬規程等)	いる		いない	・法第59条の2第1項第2号, 規則第2条の42, 同第10条	・法人又は法人が加入する団体の ホームページ,財務諸表等電子 開示システム
	(2) 理事, 監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額(支給額)等について, 財務諸表等電子開示システムを利用した届出がされ,現況報告書に記載 されることによる公表がされているか。	いる		いない		
	○ 法人運営の透明性を確保する観点から、役員及び評議員の報酬等についの上、公表する。 の上、公表する。 なお、理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与ただし、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与行記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として	うを受け ^っ が特定さ	ている者 れてしま	がいる場	場合は、その職員給与も含めて公表する。 には、職員給与を受けている理事がいる旨を明	
Ⅱ 事業		I		1		
1 事業一般	34 定款に従って事業を実施しているか。 (1)定款に記載している事業を実施しているか。 (休止中の事業であって再開の見込みがある場合を除く。) (2)定款に記載していない事業(定款に記載を要さない事業を除く)を実施していないか。	いない		いない	・法第31条第1項 <mark>第1,3,11,12号</mark>	・定款, 法人の事業内容が確認 できる書類(事業報告等)
	○ 定款には個別の施設の名称を記載する必要はないが、定款の定めに個別の施設を新設する場合にも定款変更を行う必要がある。	の名称を	記載した	- 場合には、施設の名称を変更する場合や同種		
	○ 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業 については、必ずしも定款の変更を要しない(定款例第35条の備考1の					

西口	監 査 事 項	左の結果			扫物法令 拉弗	確認書類
項目	血 且 争 块	А	В	С	根拠法令•摘要	唯一能一番知
	35 「地域における公益的な取組(以下「地域公益取組」という。)」を実施 しているか。 (1)社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活 上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービ スを積極的に提供するよう努めているか。	いる	いない		• 法第24条第2項	・地域公益取組の内容が確認できる書類(事業報告,現況報告書,法人ホームページ等)
	 ○ 地域公益取組は、法人が地域ニーズを把握し、自らの保有する資産等であり、また、当該取組の是非は地域において評価されるべきものらかに違反するものでない限り、その適否を判断し、指導の対象とはしただし、法人の資産等に明らかに余力があるにもかかわらず、地域公規となっている場合などの状況を把握した場合には、当該取組の実施やままた、地域公益取組は、地域住民の理解と協力を得て、実践を積み重える積極的な情報発信を行っていない場合には、現況報告書や事業報告書、 ○ 地域公益取組は、次に掲げる要件の全てを満たす必要がある。 ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスで社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスでおって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福業を含む。)を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容でまた。行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的の創出を通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的問題まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。さらに、「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業に限らず、れるものであるとともに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係 	であるこ。 でない。 ない 取組 ない 取組 ない は、 あい でご はい でご は、 をご ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない	と 全のこー とはは図福祉 回い く変とム ,	指導監証してするのでは、対象を表するのでは、対象を表すでは、対象を表すでは、対象を表すでは、対象を表すでは、対象を表すでは、対象を表すが、としますが、対象を表すが、としますが、対象を表すが、としますが、としますが、としますが、ままりには、まりには、	をに当たっては、当該取組内容が関係法令に明 ない場合や、地域において同様の取組が供給過 る。 ることから、地域住民に対し、当該取組に関す の記載を助言する。 社会福祉を目的とする取組を指す。 におります。 におりまする。 はのであっても、地域住民の参加や協働の場 の別組であって、当該取組の効果が法人内部に など、必ずしも恒常的に行われない取組が含ま	
	るための環境整備に資する取組も含まれる。 ②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を対象とするものであって日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立したしど、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、見また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれる。 ③無料又は低額な料金で提供されること 無料又は低額な料金で提供されること 無料又は低額な料金で提供されるサービスとは、法人が現に保有する用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指す。したがって、地域公益取組の実施に当たって、国又は地方公共団体がな場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行なお、現に、無料低額診療事業など、当該事業の性質上、必ず無料が施していることのみをもって、この要件に該当することにはならないに該当する。 また、「法人が現に保有する資産や職員を活用する」とは、既存職に支出を伴わない場合も含まれる。	日常生活に 野来的にご る 資産を り ら全て額い で り り り り り り り り り り り り り り り り り り	- 支援を名 接を名 を 注 り し は し は し る の れ で 事 い で ま の の の の の の の の の の の の の の の の の の	変とする。 語用する。 連担がある。 この要件に ことを伴う 行規実施、	3可能性の高い者も含まれる。)護技術研修の実施やボランティアの育成など、 ことにより、取組の対象者から、通常要する費 3場合は、この要件に該当しないが、このよう こ該当する。 う事業を実施している場合には、当該事業を実 対象者の拡充などを図る場合には、この要件	

項目	監 査 事 項 -	左の結果			根拠法令•摘要	確認書類
垻 日	当	А	В	С	依拠広□ • 摘妾	性。
2 社会福祉 事業	36 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。 (1)社会福祉事業が、当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。(法人の全事業のうち、50%を超えているか。)	いる		いない	・法第22条,第26条第1項, 審査基準第1の1の(1)	・計算書類及びその附属明細書
	※ 社会福祉事業が、当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるは、原則、事業活動内訳表におけるサービス活動増減の部のサービス活動ただし、所轄庁がその他の客観的指標により、社会福祉事業が法人の行ない。					
	(2)社会福祉事業で得た収入を <u>法令・通知上認められていない使途に充てて</u> いないか。	いない		いる		
	 ※ 法人は、法人の行う社会福祉事業に支障のない範囲であれば、公益事業収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にあり(審査基準第1の2の収益事業に充てることはできない。 ※ 上記の規定にかかわらず、各福祉サービスに関する収入については、各事業への充当が一定の範囲で認められている。 ・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指発第0312001号,老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児間・「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働・「特別養護者人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成・「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについ・援護局障害保健福祉部長通知) 	(4),	3の(5) 定めによ いて」(ile, 社会 の経理等 り等・児i 月10日	り),原 り,法/ 平成16 (・でででででででである。 でででである。 でしる。 でしる。 でしる。 でである。 ででもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもで	則として、社会福祉事業の収入を公益事業又は 本部への繰入れや他の社会福祉事業又は公益 年3月12日付け雇児発第0312001号、社援 局長及び老健局長連名通知) 」(平成27年9月3日付け府子本第254号、 長連名通知) 第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知)	
	37 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。	いる		いない	・法第25条, 審査基準第2の1,2の(1)	• 定款,貸借対照表,財産目録, 登記簿謄本
	○ 法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的あり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかなければならっての物件について、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体※ 地域活動支援センターや、国又は地方公共団体以外の者から不動特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合を除					
	○ 全ての社会福祉施設の用に供する不動産について、国又は地方公共団体 11月30日以前に設立された法人の場合は、100万円)以上に相当する資 基本財産として有していなければならない。					
	○ 社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除くを欠くものと考えられるため、設立時にその後の事業継続を可能とする則として有していなければならない。					

75 C	·····································		左の結果	₹	根拠法令•摘要	
項目	監 査 事 項	А	В	С	恨拠汯行• 摘要	確認書類
3 公益事業	ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合は 所轄庁が認める額の資産とすることができる。 ○ 次の事業の経営を目的として法人を設立する場合は、一定期間の事業 する資産を基本財産とすることで足りる。 ・ 居宅介護等事業(母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業 業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係るもの ・ 共同生活援助事業等(認知症対応型者人共同生活援助事業、小規 ピス(共同生活援助に係るものに限る。)) ・ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業 ○ 社会福祉協議会(社会福祉施設を経営するものを除く。)及び共同 ければならない。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議 て得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少が 38 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実 施されているか。 (1)当該公益事業が、社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであ るか。 ※ 法人は、その社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を行うことか あって、当該事業を行うことが公益法人の設立目的となりうる事業をい きである。 (2)公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 (3)公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 (3)公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 (4)公益事業に欠損金がある場合、当該事業の経営の改善のための検討等を 行っているか。 ○ 公益事業の例については次のとおり(審査基準第1の2の(2)、審査要 ・ 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療 ・ 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療 ・ 必要な者に対し、人治、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーという。)を支援する事業 ・ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し ・ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する ・ 入浴等の支援が必らの退除・退所を支援する事業 ・ 入浴等の支援に関する事業 ・ 子育て支援に関する事業 ・ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整	実 に模	有 庭)型 って頂 法れ ,サ 2事ス 提一 る 宅 宅 は,に 第る い そー 業ポ 供 る 介 介 (3 杯 6,	と 雙 雙 300当 な 第社	要件を満たす場合には、1,000万円以上に相当 は、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事 なび複合型サービス福祉事業又は障害福祉サー 可以上に相当する資産を基本財産として有しな と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じ 資産で差し支えない。 ・法第26条第1項 ・ 法第26条第1項 ・ 公益事業とは、社会福祉事業以外の事業で はと関連がない事業は該当しないものと解すべ	・計算書類及びその附属明細書 (特に「事業区分間及び拠点区 分間繰入金明細書」),事業 報告,理事会及び評議員会の 議事録

		2	この結果	 果				
項目	監 査 事 項 	А	В	С	根拠法令・摘要	確認書類		
	 ボランティアの育成に関する事業 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉等の養成事業等) 社会福祉に関する調査研究等 法第2条第4項第4号に掲げる事業(いわゆる事業規模要件を満たさます。 	,,,,,						
	※ 法2条第2項各号及び第3項第1号から第9号までに規定する あっては5人、その他のものにあっては20人(ただし、生活な 規定する小規模保育事業並びに障害者総合支援法に規定する障 的に利用者の確保の見込みがないと見込まれると都道府県知事 する事業所については10人)に満たないもの(令第1条、規則							
	 介護保険法に規定する居宅サービス事業,地域密着型サービス事業,介護予防サービス事業,地域密着型介護予防サービス事業,居宅介護支援事業,介護予防支援事業,介護各人保健施設,介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業 有料老人ホームを経営する事業 社会福祉協議会等において,社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として,宿泊所,保養所,食堂等の経営する事業 							
	公益的事業を行う団体に事務所,集会所等として無償又は実費に近に対して,無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当収益事業となるものである。)							
	○ 公益事業については、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分 具体的には、公益事業に係る事業区分を設定し、社会福祉事業や収益事							
	○ 公益事業に欠損金が生じている場合には、そのことにより社会福祉事分析や必要に応原因の分析や必要に応じて事業の経営の改善のための検 ただし、公益事業のうち、所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画に 含む。)については、法人の社会福祉充実残額を財源として計画に基づ となる場合以外は、この限りではない。	討や具体 基づき行	的な措置 うもの(が行われ (法第55	1る必要がある。 条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を			
	なお、所轄庁は、公益事業の継続が当該法人の社会福祉事業に支障が	ある場合 -	には,そ	: - -	D停止を命ずることができる(法第57条第3号)。			
4 収益事業	39 法に基づき適正に実施されているか。 (1)収益事業の収益が社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営以外に 充てられていないか。 (当該事業の継続に必要な費用に充てる場合を除く。)	いない		いる	• 法第26条	計算書類,収益事業の事業内容が確認できる書類(事業報告等)		
	(2)収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 (3)収益事業の収益がなく、その収益を社会福祉事業等に充てられていない 場合、当該収益事業の経営の改善のための組織的な検討等を行ってい るか。	いない	いる	いない				

	T								
項目	監 査 事 項)結果 	 	確認書類				
		A I	3 C						
	〇 法人は,その経営する社会福祉事業に支障がない限り,収益を社会福祉事業又は令第13条各号に掲げる公益事業(以下 <u>「特定公益事業」</u> という。)の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができる(法第26条第1項)。								
	 ※特定公益事業(令第13条)とは、次のとおり。 ①法第2条第4項第4号に掲げる事業(事業規模要件を満たさな②介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービ業(社会福祉事業であるものを除く。) ③介護者人保健施設を経営する事業 ④社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士養成施設⑤精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士養成施設を経営 								
	⑥児童福祉法に規定する指定保育士養成施設を経営する事業 ⑦社会福祉事業と密接な関連を有する事業であって,当該事業 認めるもの(平成14年厚生労働省告示第283号)								
	○ 収益事業については、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分 具体的には、社会福祉法人会計基準の規定に基づき、収益事業に関す する(会計省令第7条第2項第1号)ことをいう。								
	○ 収益事業は、その収益を社会福祉事業又は特定公益事業(以下「社会 益がある場合にその収益を社会福祉事業等に充てていない場合や、収益 を行う目的に反することとなり、この場合、所轄庁は、その収益事業の	事業の経営に	より社会福	祉事業の経営に支障を来す場合には、収益事業					
	○ 収益事業の収益が社会福祉事業等に充てられているかについては、会 (運用上の取扱い別紙3(④))により確認する。	計省令に基づ	き作成され	る「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」					
	40 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。 (1)収益事業の規模が社会福祉事業の <u>規模を超えていないか</u> 。	いない	いる	・審査基準第1の3の(5)	計算書類、収益事業の事業内容が確認できる書類(事業報告等)				
	※ 収益事業は、社会福祉事業に対して従たる地位になければならず、原則として、その事業規模が社会福祉事業の規模を超えてはならない。 事業規模については、原則、事業活動内訳表におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断する。								
	(2) 収益事業の内容が法人の <u>社会的信用を傷つけるおそれがある</u> ものでない ない ある ・審査基準第1の3の(2), か。(又は投機的なものでないか。)								
	※ 次の事業は、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるため、行うことができない。 (審査要領第1の3の(2)) ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にいう風俗営業及び風俗関連事業 ②高利な融資事業 ③①又は②の事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業								
	(3)収益事業を行うことにより法人の <u>社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる</u> おそれがあるものではないか。	ない	ある	•審査要領第1の3の(3)					

7F C	監	2	この結り	₹	424加什么 拉莱	7th =37 → #=
項目	血	А	В	С	根拠法令・摘要	確認書類
	※ 次の場合,社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがある(審査要領 ①社会福祉施設の付近において,騒音,ばい煙等を著しく発生させる。 ②社会福祉事業と収益事業とが,同一設備を使用して行われる場合					
Ⅲ 管理						
1 人事管理	41 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか (1)重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。 (2)職員の任免が、法人の規程等に定める手続により適正に行われているか。 ※ 施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、法人ることはできず、理事会の決議により決定される必要がある(法第45条は、定款又はその他の規程等において明確に定めておくべきである。また、職員の任免の方法については、その手続等について規程等で明確	 いる 	4項第3 9	 影響がオ 号)。この	の「重要な役割を担う職員」の範囲について	・理事会の議事録, 職員の任免 に関する規程, 辞令又は職員 の任免について確認できる 書類
2 資産管理		l	I	 		
(1)基本財産	42 基本財産の管理運用が適切になされているか。 (1)法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。 (2)当該不動産の所有権の登記が適正になされているか。 (3)国又は地方公共団体の所有する不動産を社会福祉事業に供している場合に、その使用許可を受けているか。 (4)基本財産の処分等について定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けているか。 (5)社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借している場合に、地上権又は賃借権の登記が適正になされているか。 (6)社会福祉事業の用に供する不動産以外の基本財産の管理運用が安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。 ○ 法人は、事業を安定的・継続的に経営していくため、原則として社会権の権利の保全のために、登記をしていること又は国若しくは地方公共団体なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域等における施設や、個別一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない(審査基準第2の1	いるのでは、いるでは、いるでは、いるのでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いる	与若しく <mark>る</mark> 事業の いが,こ	いない いない いない いない に使使 に は用に に がない	中可を受けていることが必要である。 <u>する不動産</u> については,不動産の全部若しくは	・定款,財産目録,登記簿謄本, 国又は地方公共団体の使用許可があることを確認できる書類,基本財産の処分等に関する決定を行った理事会議事録、評議員会議事録

15 D	監 査 事 項	2	三の結り	₹	根拠法令・摘要	7次 ⇒ ¥5
項目		А	В	С	恨拠 丛 节 • 椆安	確認書類
	※ 事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者からで国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて8月22日付け社援第1896号・老発第599号厚生省も、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためを設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月・「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて呼成12年9月8日付け障第669号・社援第2028号厚当・「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて月9日付け障第670号・社援第2029号・老発第628号を受けて保護がある場合の要件緩和であるがは方法で管理運用することは、適当ではない(審査基準第2の3の(1)①価格の変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建賃金の金財に入りの場合に、金、「国文は地方公共団体以外の者からででは、社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設を受けて保護の事業を受けて保護の表別に定める要件をある。「不動産の貸与を受けて保護の表別に定める要件を表別に定める要件を表別に定める場合の要件を表別に定める場合の要件を表別に対して、「国文は地方とは、適当ではない(審査基準第2の3の(1)①価格の変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建賃金の金額的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)の過減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産)の国収が困難になるおそれのある方法(融資)ただし、所轄庁が法人の規模や財務状況を踏まえ、当該管理運用方法人が法令、定款等に定めるところにより、社会福祉事業としての貸債	て特別養護達の30円の大きのでは、130円のでは、130円の大きのでは、130円の大きのでは、130円の大きのでは、130円の大きのでは、130円の大きのでは、130円の大き	養局を社人見が3000で号から、黄石は大人見が発生を表して接触をできます。 登通厚 平局 不利 安との をおります かんし	一名 33、1 本建設生 16 要設大 16名 を値を設備すいた 16 である 16	電する場合の要件緩和について」(平成12 建福祉局長連名通知) 援センターの経営を目的として社会福祉法人 5号厚生労働省社会・援護局長通知) 設置する場合の要件緩和について(通知)」 3長、社会・援護局長連名通知) する場合の要件緩和について」(平成12年9 空宮房障害保健福祉部長、社会・援護局長、 建家庭局長、社会・援護局長連名通知) はとされている場合は次のとおり。 はする場合の要件緩和について」(平成12年9 民障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保 324日付け雇児発第0524002号・社援発 に定める要件を満たす場合)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわまる方法で行う必要があり、次のような財産又 可法によることに準するものと認める場合及び	
(2)基本財産以 外の財産	基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。(1)基本財産以外の資産(その他財産,公益事業用財産,収益事業用財産)の管理運用にあたって,安全,確実な方法で行われているか。(2)その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。	いない	いない		・審査基準第2の3の(2)	資産の管理運用に関する規程、 理事会議事録、計算関係書類
	(3)基本財産以外の財産が大きく毀損した場合に、法人における当該財産の管理運用体制が整備されているか、又は管理運用に関する規程等が遵守されているか。 (4)社会福祉事業の存続要件となっている財産に関する管理運用体制が整備	いる		いない		

項目	監 査 事 項	ž	この結り		根拠法令•摘要	確認書類
- 块日	血 且 ∌ 垻	А	В	С	1次规划 1的安	1年 114 音 块
(3)不動産の 借用	44 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。 (1)社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合に、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。 (2)社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業の存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がされているか。(登記が不要な場合を除く。)	เกล		いない	・審査基準第2の1の(1), (2)の工, オ, キ	・登記簿謄本、国又は地方公共 団体の使用許可があること又 は国又は地方公共団体が借用 を認めていることを証する書 類(賃貸借契約書等)、法人 が行う事業・施設が確認でき る書類
3 会計管理						
(1)会計の原則	45 会計処理に関する着眼点及び取扱いに関する共通事項について (1)法人の財務状況を正確に表示しない(問題を隠す等)ことを目的として 会計処理を行っていないか。 (2)会計基準に則さない会計処理(会計処理の誤りを含む)により計算書類 の内容に重大な影響を与えていないか。	いない		いる		
	 ※ 会計基準: 「会計省令」,「運用上の取扱い」及び「留意事項」 ○ 法人は,会計基準に従い会計処理を行い,会計帳簿,計算関係書類及でまた,会計基準において,基準が示されていない場合には,一般に公司(同条第2項)。 なお,会計基準は,法人が行う全ての事業に関する会計に適用される 	E妥当と (同条第)	認められ3項)。	る社会裕	冨祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない	
	○ 法人は、継続性の原則により、会計処理の原則及び手続き並びに計算 ることはできない(会計省令第2条第3号)。重要な会計方針を変更して 注記する必要がある。正当な理由による変更とは、会計基準等の改正に係 われるもので、会計事象等を計算書類により適切に反映するために行われ	いる場合 半う変更,	id, 正 法人の	当な理由	による変更であるともに、計算書類に適切に	
	○ 法人が、重要性の原則により会計基準に定める本来の方法と異なる簡優定めがない事項について、「一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計処理に関する説明責任がある。 なお、重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びの の簡便な方法によることができる(会計省令第2条第4号)。	会計の慣	行」を斟	酌して多	会計処理を行っている場合には、法人に当該会	
(2)規程•体制	46 経理規程を制定しているか。 (1)定款等に定めるところにより、経理規程を制定しているか。 (2)経理規程の内容が法令又は通知に反していないか。 (3)経理規程が定款に定める手続により決定されているか。 (4)経理規程等を遵守し、事務処理を行っているか。 (5)高額な契約を締結している場合等に、経理規程やその細則等法人の規程に定める要件や手続等に従っているか。	いる いない いる いる いる		いない いる いない いない いない	・留意事項1の(4)	・定款、経理規程等、理事会の 議事録等、経理規程等に定め るところにより会計処理等が 行われていることが確認でき る書類

項目	監 査 事 項 -	左	の結果	 	確認書類
块 口		А	ВС	一	加生品 一一一一
	○ 経理規程においては、法令等(会計基準、入札通知)及び定款に定める続、会計帳簿の整備、会計処理の体制及び手続、資産及び負債の管理や試会計面の業務執行に関する基本的な取扱いを定めるものとして、法人のなて定めてお くべきものである。また、経理規程に定める事務処理を行うために必要な細則等を定めると	平価, 契約 記款におい	かに関する事項)て,経理規程	等)について定めるものであり、法人における を定める旨及びその策定に関する手続等につい	
	47 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。 (1)経理規程等により、予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者 の設置等の管理 <mark>運営</mark> 体制が整備されているか。	いる	いない	・留意事項1の(1), (2)	・経理規程,業務分担を定めた 規程等
	(2)会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配意した体制となっているか。 (3)管理運営体制に関して、経理規程等に定める手続がされているか。	いる	いない		
(3) 会計処理	48 事業区分等が適正に区分されているか。 (1)事業区分が適正に区分されているか。 (2)拠点区分が適正に区分されているか。 (3)拠点区分が属するべき事業区分に属しているか。 ○ 公益事業(社会福祉事業と一体的に行われるものであって,当該社会福祉事業を行う法人は計算書類の作成に関して,社会福祉事業に関すばならない(法第26条第2項,会計省令第10条第1項)。 ○ 法人が行う事業については、会計管理の実態を勘案して、予算管理の質	する事業は	いない いない に同一の拠点区 区分、公益事業	' 分とすることを認められているものを除く。) 又は収益事業に関する事業区分 を設けなけれ	• 定款,収支予算,計算書類
	 な人が引力事業に力がでは、云盲官様の実態を翻案して、予算管理の実 れらを、1つの拠点とする拠点区分を設け、計算書類を作成することとる び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定する。 各拠点区分については、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業、 社会福祉事業、公益事業又は収益事業は、別の拠点区分とすることが原 ては、当該社会福祉事業と同一の拠点区分とすることができる。 	されている	る。具体的な区 	分については,法令上の事業種別,事業内容及 るかにより,属する事業区分を決定する。	
	49 拠点区分について、設けるべきサービス区分が設けられているか。	いる	いない	・会計省令第10条第2項, 運用上の取扱い3,留意事項5	• 定款,拠点区分資金収支明 細書,拠点区分事業活動明
	○ 拠点において、複数の事業を実施する場合等であって、法令等の要請は要な場合には、事業の内容に応じて区分するために、サービス区分を設け			との事業活動状況又は資金収支状況の把握が必	細書

項目	監 査 事 項	左の結果 事 項 根拠法令・摘要		Tolor	≡₹D	=	米石		
垻 日		А	В	С	依拠汯∵ 1 摘安	0佳	認	吉	篊
	 ○ サービス区分の設定については、次のような例がある。 ①指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における会計の区分 ③子ども・子育で支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域 ④①から③以外の事業については、法人の定款に定める事業ごとの ○ サービス区分の設定の原則的な方法 介護保険サービス、障害福祉サービス、特定教育・保育施設及びおいて当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定に定める事業ごとに区分する ものとする。なお、特定の補助金等 ○ サービス区分の簡便的な方法(介護保険関係事業又は保育関係事 次の介護サービスと一体的に行われている介護予防サービスな勘定科目として介護予助サービスなどの収入額のみを把握できれ・指定訪問介護と第1号通所事業・指定適所介護と第1号介護予防列のみを把握できれ・指定地域密普型通所介護、指定介護予防通知元対応型・指定短期入所生活介護と第1号介護予防が認知症対応型・指定規入所生活介護と指定介護予防認知症対応型・指定認知症対応型性高生活介護と指定介護予防認知充分所護・指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型・指定認則入浴力護と指定介護予防抗問入浴介護・指定時限股入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居・福祉用具質与と介護予防福祉用具質与・福祉用具質与と介護予防福祉用具質与・福祉用具質与と介護予防福祉用具質与・福祉用具質与とかで護と指定介護予防福祉用具質与・福祉用具質与とが護といわゆる空きベッド活用方式によば保育関係子とも・子育で支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項型保育事業(以下「保育所等」という。)を経営する事業と保ス区分として達し支えない。なお、保育所等で実施される地域子ども・子育で支援事業、そな執行を確保する観点から、同一のサービス区分とした場合におた基準は、原則継続的に使用するものとする。また、各事業費の算出に当たっての基準、内訳は、所轄庁や補とする。 	基型区 特めの 業 どば 通所 型型 者 り 頁育 のいび 保分 定ら使) ,同 所 介 居共 生 当 規等 特も定 業 型い明明 の 業 流生 介 施 すで 定合定 業 介生 介 施 すず 定合 定の理 による で で かんしょう はんしょう はんしょう はんしょう かんしょう はんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しょう かんしょう はんしょう はんしょう はんしょう かんしょう はんしょう かんしょう かんしょう はんしょう かんしょう かんしょう はんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう かんしょう はんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょう はんしょく はんしょく はんしょう はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしん はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	res 運 育事に スピ 護 実 寺さ 助な福 営 業をる を区 す 教る 等準 で	だくる いだ, 発し 定 保子 りづくス 基 てス更 生て 短 短 保ど 行いの 準 は区に の差 期 前も わて	事業等の人員、設備及び運営に関する基準に における会計の区分 、上記の例示に示した指定サービス基準等に 分とする。他の事業については、法人の定款 細分化することもできる。 態様から区分することが困難である場合には、 し支えない。 のでは、同一のサービ れる事業については、当該補助金等の適正 各事業費の算出を行うものとし、一度選択し				

項目	監 査 事 項	Ž	この結り	₽ R	根拠法令•摘要	I	到		米百
块 口	血 旦	А	В	С	1次处公司 * 间安	10€	可心		大只
	50 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。	เกล		いない	会計省令第11条,第14条第2項, 運用上の取扱い6, 留意事項8,9,10	・計算書類			
	 ○ 会計処理の基本的取扱いには次のような内容がある。 ・ 借入金,補助金及び寄附金はその目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上する。 ・ 共通支出(費用)については、留意事項のとおり、例えば、人件費であれば勤務時間割合等、建物であれば延床面積等によって配分することとされており、法人において、どのような配分方法を用いたか分かるように記録したうえで、その配分方法に従って適切に処理する。 ・ 事業区分間及び拠点区分間における内部取引については、計算書類各号第2~4様式において相殺消去することとされており、法人単位の計算書類(各号第1様式)において、全ての内部取引を相殺消去する。 ・ 貸借対照表上、未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に表示する。 ・ 貸借対照表上、貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に表示する。 								
	51 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。 ○ 会計基準においては、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分分別及び拠点区分別の貸借対照表、資金収支計算書並びに事業活動計算書なお、法人が行う事業により、内容が重複するものとなる場合は省略で	を作成	なければ しなけれ	ならず, ばならた	えい。	• 計算書類			
	なお、法人が行う事業により、内容が重複するものとなる場合は省略できることが定められている。 ○ 計算書類の作成は次のとおり行う。 ・ 記載する金額は、原則として総額をもって、かつ、1円単位で表示する。 ・ 計算書類の様式は、会計省令に定めるところ(第1号第1様式から第3号第4様式まで)による。 ・ 各号第2様式については、事業区分が社会福祉事業のみの法人は省略可能であり、各号第3様式については、当該事業区分に拠点区分が1つである場合は省略可能である。 ・ 各号第4様式については、各拠点区分ごとに作成しなければならない。 ・ 計算書類の様式には勘定科目が大区分、中区分、小区分の別に規定されている。法人において必要がない科目の省略や適切な科目がないと考えられる場合の追加の取扱いについては、様式ごと、区分ごとに定められている。 なお、「〇〇収入」というような科目名が特定されていない勘定科目については、法人がその内容を示す科目名を記載することができる。また、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができない。								
(4)資金収支 計算書	52 資金収支計算書について、他の計算書類と整合性がとれているか。	いる		いない	・会計省令第13条,運用上の取扱い5, 留意事項2の(1)	• 計算書類			
	○ 資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の当年度末支払資金 又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債,引当金及び棚卸資 また,資金収支計算書の前期末支払資金残高も同様に貸借対照表の前年度	E除く。)は一致しているかを確認。							

項目	監 査 事 項	卢	この結果		根拠法令•摘要	確認書類		
块 日	血鱼,安、块		В	С	依拠/公□ • 摘安	1唯一高级 专一规		
	53 <u>資金収支計算書</u> の様式が会計基準に則しているか。	いる		いない	・会計省令第1号第1様式から第4様式まで	• 資金収支計算書		
	※資金収支計算書について イ 法人単位資金収支計算書 口 資金収支の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	かない勘別	上 定科目は	' (省略可。	ただし,追加・修正は不可。			
	ハ 事業区分資金収支内訳表 」 二 拠点区分資金収支計算書 ・・	目を追加す	可。小区		区分についてはやむを得ない場合, に区分する必要がある場合には,			
	54 資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続により作成されているか。 ○ 法人は、毎年度全ての収入及び支出について予算を編成し、資金収支・また、資金収支予算書は、事業計画をもとに各拠点区分ごとに資金収		' 作成した	' 上で, そ		• 資金収支予算書,定款,理事会 議事録,評議員会議事録		
	○ 資金収支予算書の作成に関する手続きは法定されていないが、収入支配の作成及び承認に関して定めておくべきである。 定款例第31条第1項では、毎会計年度開始の日の前日までに、予算は (例1)理事会の承認 (例2)理事会の決議を経て、評議員会の承認(租税特別措置法第4を受けなければならないとしている。	理事長が	作成し,					
	55 予算の執行に当たって,変更を加えるときは,定款等に定める手続を経ているか。				• 留意事項2の(2)	• 資金収支予算書,資金収支計 算書,定款,理事会議事録,		
	(1)予算とその執行に軽微な範囲とは言えない乖離がある場合に、補正予算 が編成されているか。 (2)補正予算の編成について、定款に定める手続きが行われているか。	いる		いない		評議員会議事録		
	(2)	010		01/201				
(5)事業活動 計算書	56 事業活動計算書について、他の計算書類と整合性がとれているか。	いる	Į.	!	• 会計省令第1条第2項	• 計算書類		
	○ 事業活動計算書の次期繰越活動増減差額と貸借対照表の次期繰越活動 また、事業活動計算書の当期活動増減差額と貸借対照表の「(うち当)							
	57 <u>事業活動計算書</u> の様式が会計基準に則しているか。	いる		いない	・会計省令第2号第1様式から第4様式まで	• 事業活動計算書		

項目	監査事項		ᅽ	この結果		根拠法令•摘要	確認書類
			А	В	С		
	※事業活動計算書について イ 法人単位事業活動計算書 ロ 事業活動内訳表 ハ 事業区分事業活動内訳表 ニ 拠点区分事業活動計算書・・・・	大区分のみを記載するが、必要 小区分までを記載し、必要のな 小区分については適当な勘定科 小区分の下に適当な科目を設け	い勘定和	科目の省略で 加可。小区分	可。中区	区分についてはやむを得ない場合,	
	用を適切に対応させることが必要である 費用が発生するのは、経済的事実が発 基づき発生すると考えられる。このよう しかし、収益については、原則として 初めて収益の計上を行う。この要件とは 支払時(現金主義)ではないことに留意 〇 事業活動計算にあたっては、前払費用 前受収益)が設定されていない場合は、 〇 次の点を任意の抽出対象に対して確認 ・ 会計年度末までに提供したサーヒ 書類(介護報酬請求書控、利用者請 ・ 期末日直前までに提供を受けたサ り確認。	に重要であると確認され な益から費用を引くことにより算定 (費用収益対応の原則)。 生したときと考えられ、例えば、 な経済的事実の発生(不動産の負発主義に基づき計上するものの。 対しては、大物品またはサービスを相手方にですること。 はび前受収益は除き、未払費用及適切な会計期間に計上されていた。 する。 は、このに係る収益が事業活動計算書には、まず書控等)の突き合わせにより確認。 このいては、契約書等で確認し、ま	不動産に置け、収益の表別では、収入では、収入では、収入では、収入では、以下では、以下では、以下では、以下では、以下では、以下では、以下では、以下	「活動増減減を賃借している を賃借している。 がつ、その いかつ、その 以立がある。 がある。 がないるこの た、次年度に を、次年度に	差額」である場合である。 おいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま	会計省令第1条第2項、留意事項第2条第1第4号、運用上の取扱い1 で表され、適切に算定するため、「収益と費合、「不動産を賃借しているという事実」にとを「発生主義」という。こめに要件を加え、要件を満たされたときにが確定したときである(実現主義)。代金の過勘定項目(未払費用、未収収益、前払費用経過勘定項目にも重要性の原則の適用がある。 助定元帳(その他の帳簿、明細など)と根拠最等に記録された費用の証拠書類の閲覧によ	帳(その他の帳簿,明細), 請求書控(介護報酬請求書控, 利用者請求書控),契約書, 請求書,領収書
	59 寄附金について適正に計上されているか。		いる	いない	-	留意事項9(2)	• 寄附金申込書,寄附金領収書 (控),寄附金台帳
	計算書には計上されていないか。	しない寄附物品は、取得時の時位 分金の内容に基づき適切な勘定科	… により,	,事業活動語	計算書の	金収益に計上されているか。 D固定資産受贈額として計上され、資金収支 基本金又は国庫補助金等特別積立金に組み入	

項目	監査事項	左の結果		 果	根拠法令•摘要	確認書類	
块 日		Α	В	С	· 作规处石口 * 间安		
	・ 寄附金申込書,寄附金領収書(控),寄附金台帳の記録は全て対所・ 寄附者が匿名の場合等,寄附金申込書,寄附金領収書(控)が確認			, 寄附:	金台帳にて金額,使途等が記録されているか。		
(6)貸借対照表	60 貸借対照表について、他の計算書類と整合性がとれているか。	いる	いない		• 会計省令第33条	• 計算書類	
	61 貸借対照表の様式が会計基準に則しているか。	いる		いない	・会計省令第3号第1様式から第4様式まで	• 貸借対照表	
		」。ただし、追加・修正は不可。 P区分についてはやむを得ない場合、 原に区分する必要がある場合には、小					
	○ 所轄庁は,原則として,法人の個々の資産の評価について,時価や市場よる確認を行うものではなく,法人がこれらの評価を適正に行っているだ						
	62 資産は実在しているか。 (架空資産の計上が確認された場合には文書指摘。)	いる		いない	• 会計省令第2条第1項第1号	・計算書類,財産目録,残高を記録した補助簿,預金通帳又は証	
	○ 確認方法には実際に現物や証明書を閲覧して確認する方法,法人の手紙 法人の手続の結果を閲覧する方法については,経理規程やその他規程に					書の原本,金融機関発行の残高 証明書,棚卸資産の実地棚卸の 結果,固定資産の実地棚卸の 結果等	
	○ 事業活動計算書の監査事項の「59 収益及び費用は適切な会計期間に需象に対して実施する。 ・ 現金について、残高を記録した補助簿等が適切な者によって作成される。 ・ 現金について、残金通帳又は証書の原本、金融機関発行の残高証明 ・ 金融商品について、金融機関発行の残高証明書の原本と法人が管理 ・ 棚卸資産について、実地棚卸の結果を閲覧し、会計帳簿まで結果が ・ 有形固定資産について、実地棚卸の結果を閲覧し、会計帳簿まで結果が ・ 有形固定資産について、実地棚卸の結果を閲覧し、会計帳簿まで結果が ・ 資付金について、契約書を閲覧し、未返済額と貸借対照表の計上額	され,承 月書の原 里に用い が反映さ 吉果が反	認されて 本を入手 る書類 (れている 映されて	いるこ し, 財 明細表 いことを いるこ	とを確認。 全目録等の預金残高の一覧を突き合わせる。 等)を突き合わせる。 確認。 とを確認。		

項目	欧 木 亩 15	左 <i>凤</i> 監 査 事 項 —————————————————————————————————		R	根拠法令•摘要	確認書類				
リロック 日 	<u></u>	А	В	С	依拠法□ • 摘妾	唯一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一				
	63 資産を取得した場合,原則として取得価額を付しているか。	いる	いない		・会計省令第4条第1項, 運用上の取扱い14	・固定資産管理台帳,新規の固定資産の取得にかかる会計伝票,関連証憑等				
	○ 会計基準において、資産を取得した場合の評価は次のとおり行う。・ 原則として会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。なお・ 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与めに通常要する価額をもって行う。・ 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳	NA PAREILE G								
	64 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。	いる		いない	・会計省令第4条第2項,運用上の取扱い16, 留意事項17	計算書類の附属明細書(基本 財産及びその他の固定資産 (有形・無形固定資産)の明				
	○ 減価償却は、各年度末における各資産の価額を表示するため、建物、構で、耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が1て各資産ごとに行う。なお、土地など減価が生じない資産については、減	O万円以	火上の有用	/固定資		(有形・無形固定資産)の明細書),固定資産管理台帳, 法人が減価償却計算を行っている補助簿,減価償却費を計 上した会計伝票等				
	○ 減価償却計算について、有形固定資産は、定額法又は定率法のいずれかにより、また、ソフトウエア等の無形固定資産については、定額法に より償却計算を行う。									
	○ 減価償却期間が終了している資産については、資産の種別及び取得時期 ・ 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産は取得価額の109 いる有形固定資産については、さらに、減価償却期間が終了している ・ 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産は償却計算を実施す 備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。 ・ 無形固定資産は取得時期にかかわらず、残存価額はゼロとする。	ごし,耐用年数到来時においても使用し続けて 円)まで償却を行うことが可能である。								
	○ 各資産の耐用年数については、原則として「減価償却資産の耐用年数等率等は留意事項別添2(減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表			(昭和4	10年大蔵省令第15号)により,適用する償却					
	○ 減価償却計算は、原則として、1年を単位として行うが、年度の中途でに満たない端数を生じた時はこれを1か月とする)として計算を行う。	取得又同	さ売却 • /	廃棄した	滅価償却資産については,月を単位(1か月					
	65 資産について時価評価を適正に行っているか。	いる		いない	・会計省令第4条第3項, 運用上の取扱い17, 留意事項22	・固定資産管理台帳, 時価評価 の必要性の有無を判定してい る法人作成資料, 時価評価に				
	○ 法人の資産を適正に表示するため、会計年度の末日における時価がその時の取得価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付す(時価部					係る会計伝票等				

項目	監督 事項				根拠法令•摘要	確認書類
		A	В	С	依拠公□• 個安	唯一部一音 規
	 ○ 時価評価の対象となる「著しく低い」とは、時価がただし、「使用価値」を算定することができる有形取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えな※ 「使用価値」により評価できるのは、対価を伴使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キ ○ 法人の資産については、不動産や現預金の他、安全上記の時価評価を行う必要がある場合は少ないと考えているか、把握している場合には当該資産について時ただし、法人にその時価の変動が法人運営に重大なただし、法人にその時価の変動が法人運営に重大なる 66 有価証券の価額について適正に評価しているか。 ○ 有価証券の評価については、満期保有目的の債券(あるものは、会計年度の末日においてその時の時価を一方、満期保有目的の債券は、債券金額より低い価整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定さ 	国定資産又は無形固定資産 い限りにおいて、使用価値 う事業に供している固定で ・確実な方法により管理運 ・確実な方法により管理運 ・のである。そのため、指導監 ・のである。を行っているかを法 影響を与えるおそれがある いる 満期まで所有する意図をも 付する。 額又は高い価額で取得した	であけにを 一	当該資産の使用価にとができる。 れ、資産を又は資産を原則としておりできる。 ことを原則としておりでは、当時のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	面値が時価を超えるものについては、 がループを単位とし、継続的使用と がり、寄附を受けた株式等を除き、 の時価評価を行うべき資産を把握し 認する。 はこの限りではない。 第4条第5項、)取扱い15 以外の有価証券のうち市場価格の	 市場価格のある有価証券(満期保有目的の債券を除く。)について時価評価の必要性の有無を判断している法人作成資料,時価評価に係る会計伝票等,満期保有目的の債券についての償却原価法に係る法人作成資料,償
	○ 指導監査に当たり、これらの有価証券の評価の方法 証券の時価の調査を行うことは要しない。 ただし、当該有価証券の時価の変動が法人運営に重					却原価法に係る会計伝票等,償却原価法に係る会計伝票
	67 棚卸資産について適正に評価しているか。	เกล	いない	• 会計省令	第4条第6項	・棚卸資産について時価評価の必要性の有無を判定している法人 作成資料、棚卸資産の管理のた
	○ 棚卸資産(貯蔵品,医薬品,診療・療養費等材料, の時の取得価額より低いときは、時価を付しているか					めに作成している帳簿等, 時価 評価に係る会計伝票等
	68 負債は網羅的に計上されているか(引当金を除く)。	いる	いない	• 会計省令	第5第1項	
	 負債のうち、債務は原則として債務額で計上されてする必要がある。 指導監査に当たり、「収益及び費用は適切な会計期・理事会議事録を閲覧し、理事会で決議した借入・前年度末と比較し、当年度末の残高が著しく少・借入金残高と借入利率を用いて支払利息の金額 	間に計上されているか。」 金が計上されていることを 額の場合にはその理由を確	で実施し 確認する。 認する。	こ手続の他に,次の	D手続を実施する。	

項目	 監査事項	2	三の結果		根拠法令•摘要	確認書類
垻 日	監査事項 	А	В	С	依拠広□ • 摘安	唯一福一香料
	69 引当金は適正に計上されているか。					
	○ 引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その針的に見積もることができる場合に、当該会計年度の負担に履 徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金及び役員退職	属する金額を当該会計	年度の費用	として繰り入れ	nるものであり, 会計基準においては,	
	※ 平成28年11月11日付け改正後の「運用上の取扱い」 上することができるようになった。	」においては,上記の)下線の3科	重類の引当金以	外についても,要件を満たすものは計	
	○ 引当金は、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に言 賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのもの のものは固定負債に計上する。					
	(1)債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。	เาธ	いない		育令第4条第4項,運用上の取扱い18の ,留意事項18の(1)	・引当金明細書(計算書類の附明細書),個別法及び一括法よる徴収不能引当金の計上の
	○ 徴収不能引当金は、原則として、毎会計年度末において後 判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する方法(以下 発生割合に応じた金額を計上する方法(以下「一括法」とい 除する形で表示する。 なお、一括法については、過去の貸倒実績率による徴収る 倒の実績(日常的取引に係る債権や福祉サービス等の利用者 響が軽微な債権に係るものを除く。)を有する法人は、経動 づく方法により徴収不能引当金を計上することが求められる	「個別法」という。) いう。)によるもので 「能額の見積もりにつ 「負担額に係る債権等 理規程等で見積もりの	によるとと あり, 徴収 いては, 客 であって,	もに、これらの 不能引当金は、 観的根拠に基づ 少額であるため	の債権について、過去の徴収不能額の 貸借対照表において金銭債権から控 がき算定されるべきであり、過去に貸 が貸倒れによる法人の財務状況への影	要性の有無を検討している法作成資料、徴収不能引当金の上に係る会計伝票等
	〇 滞留債権の把握が適切に行われているか、また、徴収不能	831当金が会計基準に	則り計上さ	れているかを研	雀認する。	
	(2)賞与引当金を適正に計上しているか。	เกล	いない	運用上	合令第5条第2項第1号, この取扱い18の(2),(3), 『項18の(2)	・引当金明細書(計算書類の附明細書),賞与引当金に係る計伝票等,賞与引当金の計上
	○ 賞与引当金は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月0 象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。	必要性の有無を検討している 人作成資料				
	○ 指導監査を行うに当たり、職員に対し賞与を支給すること 上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上し			年度の負担に属	属する金額を当該会計年度の費用に計	
	○ 重要性が乏しいことを理由に賞与引当金が計上されていた	ない場合, 重要性が乏	しいと判断	する理由を確認	る。	• 引当金明細書(計算書類の附
	(3)退職給付引当金を適正に計上しているか。	เกล	いない		育令第5条第2項第2号, この取扱い18の(4),	明細書),退職給付引当金の 上の必要性の有無を検討して る法人作成資料,退職給付引

		7	 生の結り	 P		
項目	監査事項	Α	В	C	- 根拠法令・摘要	確認書類
	 ○ 退職給付引当金は、職員に対し退職金を支給することが定められている額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を計上する職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと給額により算定することができる。 ○ 法人が公的な退職金制度を活用している場合については、その内容に値・独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当生じない、外部拠出型の制度を活用する場合は、当該制度の対象となめ、退職給与引当金の計上は行わず、当該制度に基づく要拠出関であずる。だだし、被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額給付引当金に計上することが原則であるが、簡便法として、期末退職計額を差し引いた額)を退職給付引当金とし同額の退職給付引当金とし同額の退職給付引当金とし「制務を差し引いた額」を退職給付引当金とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができることされている。 (4)上記(1)~(3)のほか、引当金の計上は適切か。 ○ 引当金については、全ての要件に該当する場合には計上が必要である。 ○ 特に、役員に対し支払う退職慰労金は、在任期間中の職務執行に対する支給額が役員退職慰労金に関する規程(役員報酬基準)により合理的に見会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰り上する。 ○ 全ての要件に該当する場合以外の、利益を留保する目的で計上されたるのかを確認する。 	Saのc	,し算れ 度つ額付共給す nocl 認 将、結る 及いを型薄額る い報と, め 来退果法 びてもを職(方 な	給給一に 定,て用個定や 考能と ないのの	対象となる職員数が300人未満の法人のほか、高い水準の信頼性が得られない法人や原則的なては、退職一時金に係る債務について期末要支 年金制度のように、拠出以後に追加的な負担がの資産から退職金の支払いを行うことはないた処理すること いる場合は、約定の額を退職給付引当金に計上既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職 対額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累合福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資と ・会計省令第5条第2項、運用上の取扱い18の(1)、(4)	・引当金明細書(計算書類の附属明細書),役員退職慰労引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料,役員退職慰労金に関する規程(役員報酬基準),役員退職慰労引当金に係る会計伝票等
	70 純資産は適正に計上されているか。 ○ 貸借対照表に計上する純資産については、会計基準において、基本金、が定められている。純資産については、基本金を元に行われる法人設立以借対照表に表示されるものであり、これらについては、会計基準に従い、	以降の法	人の事業	活動の	結果としての財産の増減を示すものとして,貸	•計算書類,基本金明細書(計
	(1)第1号基本金,第2号基本金,第3号基本金に該当する寄附金の額が基本金に計上されているか。 (2)基本金として,第1号基本金,第2号基本金及び第3号基本金以外のものが計上されていないか。	いない			・会計省令第6条第1項,運用上の取扱い11, 12,	算書類の附属明細書), 寄附の受け入れに関する書類(寄附申込書,贈与契約書等), 基本金の計上に係る会計伝票等

75.0	하 * ㅎ ㅎ	左の結果 ニ 査 事 項		<u>7</u> #2 ₹30 \$2 ¥5		
項目	新聞	А	В	С	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	確認書類
	 ■ 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入・第1号基本金: 社会福祉法人の股立並びに施股の創股及び増築等の旅には、土地、施股の創設、増築、増改築における増築分、拡張には常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取例に・第2号基本金:第1号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充て等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合・第3号基本金:施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する寄附金の額及び増第日に計上して行う。 基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別用に計上して行う。 法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象とは、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取りは、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り、適正に行われているか。 国庫補助金等特別積立金の積み立て、取り崩しの会計処理について、会計基準に則り、適正に行われているか。 国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国、地方公助金等」という。)の額を計上するものであり、具体的には次のものを・施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した神・設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等に対し、実質的に施設整備事業に対する補助金等に対して執行される補助金等に対り、連転費整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける民間公・施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける配き、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金でれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する神れており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する神れており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する神れており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する神に表述を持別積立金の積立ては、国庫補助金等を受け入れた年度た後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特定、 	おけ係るに受建の等(収)の崩――――――――――――――――――――――――――――――――――――	財増金し,附置つ運 上 財のか 成時 (しの賞金設相 ,計 分産加のてそ金課い転 し 産金 ら 金又 平てもよ以整当 国上 さ等分額指のの乗て資 を 又額 受 及は 成固のる外備す 庫。 れそ及)定借額長」資 後 はを 領 び設 1定も朗の時る 補 る	取び さ入(厚別に , そ事 い し 交備 午資国成配又も 助得施 れ金具生添充 そ の業 な た 付整 1産庫金分はの 金づ設 たの体生社で の 他活 い , 3 金備 0の補等金設 等のが始省会で、 の です 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	できものとして指定された寄附金の額(具体的の創設及び増築時等における初度設備整備、非常附金の額(具体的には、施設の創設及び増築及済を目的として収受した寄附金の総額)的には、平成12年12月1日付け障企第59号・社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉会福祉法人審査要領第2の(3)に定める、当るために収受した寄附金の額) 双益に相当する額を基本金組入額として特別費 の計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。 ・会計省令第6条第2項、運用上の取扱い9、10、留意事項15 なの補助金、助成金、交付金等(以下「国庫補養・おいてその受領金額が確実に見込まれておりまたのでは、平成では、第15日付け厚生労働省発社援第1005003号厚収得に充てられることを目的として、国及び地助金等に含まれる。	・国庫補助金等特別積立金明約書(計算書類の附属明細書) 国庫補助金等特別積立金の利建て、取り崩しに係る伝票等

項目	監 査 事 項	ᅔ	この結果	果	根拠法令•摘要	確認書類
垻 日	<u></u> 鱼	Α	В	С	恢拠公 口 • 摘安	唯 弧 音 規
(7)会計帳簿	 ○ 国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上。 (4)その他の積立金について適正に計上されているか。			いないいかないは、会では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	・会計省令第6条第3項, 運用上の取扱い19, 留意事項19 Rに基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増 力積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場 において取扱いが定められている。 こること、また、積立金に対応する積立資産を 選定の種類に応じた評価基準が選択されて、適 ・法第45条の24、会計省令第2条第1項第2号 ・留意事項2の(3) ・法第45条の24第1項、留意事項27等 ・候簿及び必要な補助簿の作成について経理規会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計 也の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産) さの固定資産(有形固定資産及び無形固定資産) おの固定資産(有形固定資産及び無形固定資産) おの関係の関係に対して経過度に対しませばないませばないませばないませばないませばないませばないませばないませばない	・積立金・積立資産明細書(計算書類の附属明細書),その他の積立金の積み立て、取り崩しに係る伝票等 ・経理規程等に定められた会計帳簿,計算書類,固定資産管理台帳

項目	監 査 事 項	方	左の結果 根拠法令・摘要	確認書類				
块 日	血 且 争 块	Α	В	С	─────────────────────────────────────	唯 心 音 規		
(8)附属明細書 等	72 注記が法令に基づき適正に作成されているか。 (1)注記事項に係る勘定科目と金額について、計算書類と整合しているか。	เกล		いない	・会計省令第29条, 運用上の取扱い20から24まで, 別紙1,別紙2, 留意事項25の(2),26	・計算書類、計算書類に対する 注記(法人全体),計算書類 に対する注記(拠点区分)		
	注記事項のうち下記については、計算書類における金額の補足であるが基本財産の増減の内容及び金額(注記事項の6)固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(注記事項の9)債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(注記事項の9)							
	(2)計算書類の注記について、把握された注記すべき事項が記載されているか。	เกล		いない	・会計省令第29条, 運用上の取扱い20から24まで, 別紙1,別紙2 留意事項25の(2),26	・計算書類,計算書類に対する 注記(法人全体),計算書類 に対する注記(拠点区分)		
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							

	注記事項	法人全体	拠点区分	該当がない場合
1	継続事業の前提に関する注記	0	×	項目記載不要
2	重要な会計方針	0	0	「該当なし」と記載
3	重要な会計方針の変更	0	0	項目記載不要
4	法人で採用する退職給付制度	0	0	「該当なし」と記載
5	法人が作成する計算書類と拠点区分,サービス区分	0	0	「該当なし」と記載
6	基本財産の増減の内容及び金額	0	0	「該当なし」と記載
7	基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し	0	0	「該当なし」と記載
8	担保に供している資産	0	0	「該当なし」と記載
9	固定資産の取得価額,減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上,間接法で表示している場合は記載不要)	0	0	項目記載不要
10	債権の金額,徴収不能引当金の当期末残高,債権の当期末残高(貸借対照表上,間接法で表示している場合は記載不要)	0	0	項目記載不要
11	満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額,時価及び評価損益	0	0	「該当なし」と記載
12	関連当事者との取引の内容	0	×	「該当なし」と記載
13	重要な偶発債務	0	×	「該当なし」と記載
14	重要な後発事象	0	0	「該当なし」と記載
15	その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項	0	0	「該当なし」と記載

項目	監査事項	左の結果			根拠法令•摘要		確認書類
<u>,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>		Α	В	С	1次次行。1000年	唯 咖 音 炔	
	73 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。 (1)作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。 (2)附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。	いるいる			・会計省令第30条, 運用上の取扱い25, 別紙3(①) か 別紙3(⑩) まで		定款,計算書類,計算書類 附属明細書
	○ 法人が作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は次のとおり (別紙3(①)から別紙3(⑩)まで)。 ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略可能 また、一部の附属明細書(注1及び注2)については、複数の附属明細	作である。	>			I	
		法人全	≧体 ∄	処点区分	(注1) 1O拠点区分資金収支明約	圖書 (別紙3 (⑩))
	1 借入金明細書	0			及び11拠点区分事業活動的	明細書(別紙3(⑪	(i)))
	2	0				10 拠点区分資金	全 11 拠点区分事業
	3 補助金事業等収益明細書	0				収支明細書	活動明細書
	4 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	0			介護保険サービス及び障害		
	5 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	0			福祉サービスを実施する	省略可	要作成
	6 基本金明細書	0			拠点区分		
	7 国庫補助金等特別積立金明細書	0			子どものための教育・保育	 /- 1	d) and
	8 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書			0	給付費、措置費による事業	要作成	省略可
	9 引当金明細書			0	を実施する拠点区分		
	10 拠点区分資金収支明細書			0	上記以外の事業を実施する	いずれカ)一方を省略可
	11 拠点区分事業活動明細書			0	拠点		
	12 積立金・積立資産明細書 13 サービス区分間繰入金明細書			0	サービス区分が1つの 拠点区分	どち	らも省略可
	14 サービス区分間様人金明神音 14 サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書		-	0	拠点区力		
	15 就労支援事業別事業活動明細書			0			
	15-2 就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)		-	0			
	16 就労支援事業製造原価明細書			0			
	16-2 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)			0			
	17 就労支援事業販管費明細書			0			
	17-2 就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)			0			
	18 就労支援事業明細書			0			
	18-2 就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)			0			
	19 授産事業費用明細書			0			
	(注2) 就労支援事業に係る附属明細書(別紙3(⑮)から(⑰-2)まで)				省略可能な事項等		
	作業種別ごとに区分することが困難な場合				自 聞り能な事項を 作業種別の区分		
	サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間 5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、領販売業務に係る費用を区分することが困難な場合	 売上高が ・16 就労支援事業製造原価明細書及び17 就労支援事業販管費明細書に			ジ17-2 就労		

項目	監	左の結果	根拠法令•摘要	確認書類			
垻 日	血 旦 尹 埙	А	В	С	依拠ぶつ • 摘妾	一 唯 祗 青 類	
	74 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか (1)財産目録の様式が通知に則しているか。 (2)財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合しているか。 (3)基本財産が定款と一致しているか。	いる いる いる		いない いない いない	・会計省令第31条から第34条まで、 運用上の取扱い26、別紙4	• 定款,法人単位貸借対照表, 財産目録	
	○ 財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表科目、 貸借対照表価額を詳細に表示するために作成するものであり、様式は運用 また、基本財産については、定款の記載事項であることから、定款の規						
	○ 記載上の留意事項については、次のとおり。	必要な控除対象財産の判定を行うため,各資産 こと。 感すること。 総対累計額」欄に記載すること。					
	O 財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表価額を認めない。具体的には、貸借対照表科目と貸借対照表価額が、法人単位貸債 (流動資産合計、基本財産合計、その他の固定資産合計、固定資産合計、ついても、法人単位貸借対照表と一致していなければならない。なお、3分毎等に分けて記載した場合は小計欄と一致していなければならない。						
4 その他							
(1)特別の利益 供与の禁止	75 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者 に対して <u>特別の利益</u> を与えていないか。	いない		いる	・法第27条, 令第13条の2, 規則第1条の3	• 経理規程,給与規程等関係規程類,役員等報酬基準,計算関係書類,会計帳簿,証憑書	
	 特別の利益を与えてはならない関係者の範囲は次のとおり(令第13条の2)。 ① 当該社会福祉法人の設立者,理事,監事,評議員又は職員 ② ①の配偶者又は三親等内の親族 ③ ①、②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 						

		-	ケの結り	3			\neg	
項目	監 査 事 項	_			根拠法令・摘要	確認書類		
		Α	В	С				
	 ⑤ 当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配 (規則第1条の3) i 法人が事業活動を支配する法人 当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支 という。)とする。 ii 法人の事業活動を支配する者	3当該他の法人(第3項各号において「子法人」						
	 ※ 上記の「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」は次のとおり。 ① 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合 ② 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合 i 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員(理事,監事,取締役,会計参与,監査役,執行役その他これらに準ずる者をいう。)又は評議員 ii 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員 iii 当該評議員に就任した日前5年以内にイ又は口に掲げる者であつた者 iv 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者 v 当該評議員に就任した日前5年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって当該法人の評議員に選任されたことがある者 							
	○ 「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。例えば、法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借、法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸(規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。)、役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合は該当すると考えられる。法人は、関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程の運用について、根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明責任を負うものである。							
(2)社会福祉充 実計画	76 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。 ○ 法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部院対象財産」という。)を上回るかどうかを算定しなければならない。である場合には、これを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業という。)を策定し、これに基づく事業(以下「社会福祉充実事業」といこれは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資で還元するとともに、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その使業である。	崔額(以下「社会福祉充実残額」という。)が 実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」 ばならない(法第55条の2)。 から,法人がその貴重な財産を地域住民に改め	• 社会福祉充実計画,事業報告, 計算書類等					
	○ 法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士又は税理計画に記載する場合に限る。)及び理事会の承認を経て、評議員会の承認また、社会福祉充実残額の算定結果は、毎年、全法人が所轄庁に届出る実計画の作成に当たっての手続きが適正に行われているかについては、原							

項目	監	ž	この結り	₽	扣枷汁令,按面	確認書類			
リリック リック リック リック リック リック リック リック リック リック	血且,少块	Α	В	С	- 根拠法令・摘要	唯心音知			
(3)情報の公表	77 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。	いる	いない		• 法第59条の2, 規則第10条	・法人又は法人が加入する団体 ホームページ等			
	規則第10条第1項)。	・ 定款の内容(所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき)							
(4)その他	78 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。	いる	いない		・法第78条第1項	・第三者評価の結果報告書等			
	る者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めない 福祉サービス第三者評価事業は、福祉サービスを提供する事業所のサー ら評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの のサービス選択に資することを目的としているものであり、法人において) 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講することにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない(法第78条第1項)。 福祉サービス第三者評価事業は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけること及び受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としているものであり、法人においては、当該事業による第三者評価(以下、「第三者評価」という。)を積極的に活用し、サービスの質の向上を図るための措置を講じることが望ましい。							
	79 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。	เกอ	いない		・法第82条、 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに 関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成 12年6月7日付け障第452号・社援第1352号 ・老発第514号・児発第575号厚生省大臣官房 障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健 福祉局長及び児童家庭局長連名通知)	・苦情解決責任者,苦情受付担当者,第三者委員の任命に関する書類,苦情解決に関する規程類,苦情解決の性組みの利用者への周知のためのパンフレット等			
	○ 苦情解決の仕組みの整備については、苦情解決の体制整備、手順の決定 ・ 苦情解決の体制整備としては、苦情解決の責任主体を明確にするため ともに、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に関 が経営する全ての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制								
	※ 第三者委員には、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であ あり、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士などが想 ービスの提供に直接関係しない者(評議員、監事等)については、認								

百日	監 査 事 項	2	生の結果	₽	+0+10/2+0	
項目		А	В	С	- 根拠法令•摘要	確認書類
	苦情解決の手順としては、次のようなことが考えられる。 ① 施設内への掲示、パンフレットの配布等による利用者に対する苦情解決の仕組みについての周知 ② 苦情受付担当者又は第三者委員による利用者等からの苦情受付、表 ③ 受け付けた苦情の苦情解決責任者及び第三者委員への報告(苦情をく) ④ 苦情解決責任者による苦情申出人との話し合いによる解決(苦情をことができる。) ⑤ ④で解決できない場合は第三者委員の立ち会い ⑥ 「事業報告書」や「広報誌」等に実績を公表(個人情報に関するも					
	80 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。 (1)登記事項(資産の総額を除く)について変更が生じた場合,2週間以内に変更登記をしているか。 (2)資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしているか。 (指導監査時に、期限までに変更登記が行われず、変更登記の手続(法務局等への具体的な協議を含む。)が行われていない場合は文書指摘)		いない		• 法第29条, 組合等登記令(昭和39年政令第29号)	・登記簿謄本,登記手続の関 係書類等
	 ○ 法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに。登記事項の変更がある場合は、政令に定めるところにより、変更の登記 ※ 政令に定める登記事項(組合等登記令第2条及び別表)は次のとお①目的及び業務、②名称、③事務所の所在場所、④代表権を有可⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、 ※ 変更登記の期限(組合等登記令第3条)・資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたとき・資産の総額については、毎事業年度の末日から3月以内(毎年度) ※ 法人の代表権を有する者は、理事長のみであり、平成28年改正法、収成28年改正統施行後に理事長を選任した後、理事長以外の理事は、 					
	平成28年改正後施行後に理事長を選任した後、理事長以外の理事は長以外の代表者登記は抹消しなければならない。 81 契約等が適正に行われているか。 (1)法人印及び代表者印の管理について管理が十分に行われているか。 (2)随意契約によることができない案件について、随意契約を行っていないか。 (3)理事長が契約について職員に委任する場合は、その範囲を明確に定めているか。	いるいない		いない	• 入札通知,	・契約書,見積書,稟議書等